

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）審査意見書」（平成29年7月31日付29環総政第354号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.1-1(1) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容	内容	環境局長の審査意見を踏まえ、保存する樹木や移植場所の選定の計画等について追記した。(p. 20 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 生物の生育・生息基盤	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に樹種を選定することを追記した。(p. 59 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、保存する樹木や移植場所の選定の計画等について追記した。(p. 59 参照)
9.2 生物・生態系	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に樹種を選定することを追記した。(p. 105 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、保存する樹木や移植場所の選定の計画等について追記した。(p. 105 参照)
9.3 緑	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に樹種を選定することを追記した。(p. 113 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、保存する樹木や移植場所の選定の計画等について追記した。(p. 113 参照)
9.4 景観	調査 予測	環境局長の審査意見を踏まえ、公園内からの眺望地点を追加した。(p. 116、117、130 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、メインスタンドの色彩計画について追記した。(p. 133 参照)
9.5 自然との触れ合い活動の場	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、工事内容や工事工程等の周知について追記した。(p. 150 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、公園等の利用者の活動を阻害しないよう建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う配慮事項について追記した。(p. 150 参照)
9.6 歩行者空間の快適性	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、緑陰を確保するなどのより一層の暑さ対策について追記した。(p. 165 参照)

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

表 10. 1-1 (2) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響 の内容及び程度並びにその評価		
9. 7 水利用	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の上水利用の削減対策について追記した。(p. 177 参照)
9. 8 廃棄物	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の建設廃棄物の再資源化に努めることを追記した。(p. 201 参照)
9. 10 温室効果ガス	ミティゲーション 評価	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針について追記した。(p. 233 参照)
9. 11 エネルギー	ミティゲーション 評価	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針について追記した。(p. 243 参照)
9. 14 公共交通へのアクセシビリティ	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、工事の実施状況等の周知について追記した。(p. 303 参照)
9. 15 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、工事の実施状況等の周知について追記した。(p. 312 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）審査意見書」（平成29年7月31日付29環総政第354号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
<p>【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】</p> <p>（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）</p> <p>①緑化計画は、品川区みどりの条例で示された基準を満たす計画としているが、新たに植栽する樹種の選定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にすること。</p> <p>②第一球技場計画地内の既存樹木は、一部は伐採され、一部は保存する計画となっていることから、保存する樹木を図示するなど明確にするとともに、可能な限り移植の可能性も検討し、伐採される樹木を最小限にとどめること。</p> <p>なお、移植に当たっては、魅力的な水と緑のネットワークの創出に資するよう、移植場所の選定等に努めること。</p>	
<p>【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】</p> <p>（景観）</p> <p>メインスタンドは公園の風景に溶け込む落ち着いた色彩とするとしていることから、代表的な眺望地点に公園内からの地点を追加した上で、色彩計画について分かりやすく説明すること。</p> <p>（自然との触れ合い活動の場）</p> <p>①計画地が所在する大井ふ頭中央海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されていることから、建設機械の稼働及び工事車両の走行に当たっては、環境保全措置を徹底し、公園利用者の活動を阻害しないよう努めること。</p> <p>②第一球技場計画地は改変され、第二球技場も改修工事が行われることから、工事中は施設の利用ができなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じるため、工事内容や工事工程等について周知徹底し、施設利用者への影響を最小限に抑えること。</p> <p>（歩行者空間の快適性）</p> <p>暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。</p>	

表 10.2-1(2) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	1. 項目別事項
【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】	
<p>（水利用） 第一球技場のトイレ洗浄水に雨水利用を計画しているが、第一球技場の一部及び第二球技場には上水が使用されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。</p> <p>（廃棄物） 建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑み、より高い再資源化等率を達成するよう努めること。</p> <p>（エコマテリアル） 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。</p>	
【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】	
<p>（温室効果ガス、エネルギー 共通） 「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。</p>	
【交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】	
<p>（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通） 工事の実施に伴い、工事用車両が公園内を走行することから、園内施設へのアクセス経路及び一般歩行者の交通安全の確保に努めるとともに、工事用車両の走行ルート等を事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。</p>	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）」は、平成29年4月19日に公表し、同年4月19日から6月2日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は4件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 環境全般
意見の内容	実施者の見解
<p>現時点では仮設工作物の諸元が未定であるとして、仮設工作物や開催中に係る環境影響要因は対象としていませんが、工事等では複合影響が考えられるため、各項目の評価にあたっては、仮設工作物も含めた競技場全体を加味した環境影響評価を行ってください。</p> <p>工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応してください。</p>	<p>仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定です。</p> <p>事業の実施に当たっては、平成28年12月及び平成29年3月に近隣自治会長説明を実施しており、今後も実施していく予定です。また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行います。</p>
項目	2. 大気等
意見の内容	実施者の見解
<p>建設機械の稼働や工事用車両の走行による環境への影響はほとんどないとの見解ですが、建設機械のアイドリングストップを行うなど、粉じんや大気汚染物質について発生抑制に努めてください。</p>	<p>工事の実施に当たっては、施工ヤード周囲に仮囲いを設置するほか、建設機械による寄与率を極力少なくするように、建設機械の効率的な稼働、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、周辺への影響の低減に努めます。</p>
項目	3. 騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
<p>夜間を含めた作業時間や期間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。</p>	<p>工事の実施に当たっては、騒音・振動が発生するような工事については、原則として夜間には実施しないよう詳細な施工計画を検討します。</p>
項目	4. 土壌
意見の内容	実施者の見解
<p>土壌汚染が確認された場合は、関係法令に基づき速やかに対応し、拡散防止に努めてください。また、運搬土壌の飛散防止措置も講じてください。</p>	<p>計画地は昭和47年に埋立が完了した埋立地に位置しており、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はなく、有害物質又は有害物質により汚染された土壌を埋立てた経緯はありません。</p> <p>今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合には、関係法令に基づき速やかに土壌汚染対策、飛散防止措置を講じます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目		5. 緑
意見の内容		実施者の見解
<p>(1)大井ホッケー会場の建設にあたり、樹木の伐採について計画書に記載ありました。伐採樹木の処理方法の記載はあったものの、移植等の記載が見当たらないため問い合わせるに至りました。</p> <p>大井スポーツ公園は、樹木が豊かで、自然豊かな中でスポーツを楽しめる貴重な公園です。自然との共生を掲げているオリンピックだけに出来る限り多くの樹木を公園内に移植するなどの方法をとって頂きたいと思えます。</p> <p>ドッグラン周辺には大きな樹木があり、ドッグランのシンボルツリーもある自然豊かな場所です。木陰でも犬も鳥も暑い陽射しから一時涼を得られます。大きなケヤキが作る木陰は、真夏のオリンピックにあって涼を求める人々がホッと出来る場となることと思えます。</p> <p>どうぞよろしくをお願いします。</p>		<p>(1)事業の実施に当たっては、第一球技場計画地内において、工事によって影響が生じる既存樹木について樹木診断を実施し、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種等を除き、樹勢や樹形が良好で移植が可能な樹木については、可能な限り大井ふ頭中央海浜公園内へ移植することを検討します。</p> <p>また、現時点において、既設ドッグラン周辺に生育しているケヤキの大径木については、現位置にて保存する計画です。</p>
<p>(2)大井ホッケー競技場の建設においては、建設に先立ち、品川区みどりの条例（以下「条例」とする）に基づく「緑化計画書」の届出が必要です。可能な限り既存樹木を残し、条例の基準以上の内容で緑化をご計画下さい。なお、仮設建築物を芝生上部に建設する場合「緑化計画書」においては建築物下の芝生を緑地面積としては認めず、仮設建築物の建設がなかったとしても、頻繁に歩行者の往来が予測される導線上の芝生地については通常、緑地面積としては認められません。以上のことをご考慮の上で評価書の作成及び条例に基づく「緑化計画書」の作成・提出してください。</p>		<p>(2)事業の実施に当たっては、品川区みどりの条例に基づき緑化計画書を提出する予定です。</p> <p>緑化計画書の提出に当たっては、事前に区と十分に相談を行うほか、本ご意見を参考に、緑化計画を検討していきます。</p>
項目		6. 公共交通へのアクセシビリティ
意見の内容		実施者の見解
<p>最寄駅の大井競馬場前駅から車椅子利用者が競技場へ向かう際は勾配の強い斜面を通らなければならない。設置されているエレベータは複数の車椅子が同時に乗車できるサイズになっていない。</p> <p>周辺道路は緑が多く歩道も広く整備されているが、車椅子利用者のアクセシビリティについては、大井競馬場前駅の改修もしくは、ボランティアスタッフの配置、バス利用の推進など検討が必要と思われれます。</p>		<p>大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきます。</p>
項目		7. 交通安全
意見の内容		実施者の見解
<p>工事期間中における工事車両の増加等により交通渋滞の発生が懸念されます。交通渋滞を回避するために、抜け道として通学路や生活道路に流入する車両が増加する恐れがありますので、区民の安全を考慮した予防策を講じてください。</p> <p>工事用車両の走行ルートについては、予定されている品川区道準幹線 35 の整備工事に支障が出ないように選定してください。また、車両の出入場ルートについては当区と十分協議したうえで決定してください。</p>		<p>工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めます。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、品川区道準幹線 35 を工事用車両が走行する場合には、工事工程の相互調整について事前に区と十分協議を実施した上で、詳細な施工計画を検討していく予定です。</p>

(2) その他

項目	1. その他
意見の内容	実施者の見解
<p>(1)大井ホッケー場建設予定地にあるしおさいドッグラン利用者の者です。</p> <p>去年8月にオリンピックホッケー会場建設によりドッグラン移設に関するアナウンスがありました。移設に関してそれ以来音沙汰がなく敷地内にある管理事務所に聞いても解らないとのこと、、、。</p> <p>ドッグラン取り壊しになる今年12月まであと7ヶ月となってきました。</p> <p>早く移設場所をドッグランの利用者みんなに知らせてください。</p> <p>移設と発表にはなっていますが何処に移設なのか？同敷地内なのか？いつなのか？などは全くドッグラン利用者にアナウンスがまだありません。</p> <p>オリンピックのための施設建設もけっこうですがドッグラン施設を利用して来た犬と飼い主の気持ちも解ってください。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	<p>(1)既設ドッグランの代替えとなる施設については、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内のくすのき広場付近に設置する計画であり、平成29年7月から工事に着手し、平成29年10月頃の完成を予定しております。</p> <p>使用開始時期等については、詳細が決定次第、東京港南部地区海上公園ガイドホームページ(http://seaside-park.jp/park_ooisports/)等でお知らせいたします。</p>
<p>(2)事業の基本計画における今後の検討を含めた未定部分の計画策定や、その他変更等が生じた際には、品川区まで速やかにお知らせください。</p> <p>環境配慮の視点から、観覧者による自転車利用の促進を、今後の視点に取り入れてください。</p> <p>ナイター設備設置の場合は近隣の建物に影響が出ないように照明角度を調整してください。</p>	<p>(2)現時点では未定部分の計画の策定や計画の変更等が生じた際には、速やかに区に周知する予定です。</p> <p>東京2020大会後の後利用時には、必要に応じて観覧者への自転車利用の促進を周知します。</p> <p>また、競技用照明設備の設置に当たっては、「JIS Z 9127 スポーツ照明基準」に基づきピッチの照度等を確保するよう照明角度を適切に設定するほか、周辺への障害光を抑制します。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容